五木・五家荘県立公園を探る

下益城郡、八代郡、球磨郡にまたがる総面積33,000ヘクタールの広い公園で、県立公園の中で最大。葉木の紅葉、椎原、樅木の原始林がとくに美しく、立神峡、心見の滝、岩戸鐘乳洞など景勝地が多い。また、平家の落人のロマンを秘めた五家荘、泉村久連子に伝わる久連子踊りなどもあり、民俗、風物に富み独特なムードを添えている。

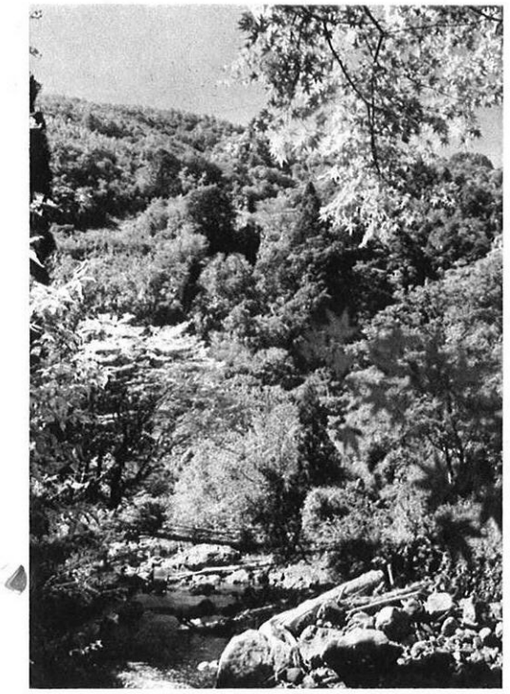

上・新緑が映ゆる五家荘の渓谷

上・古代のあやしい雰囲気が漂う泉村の久連子踊り。

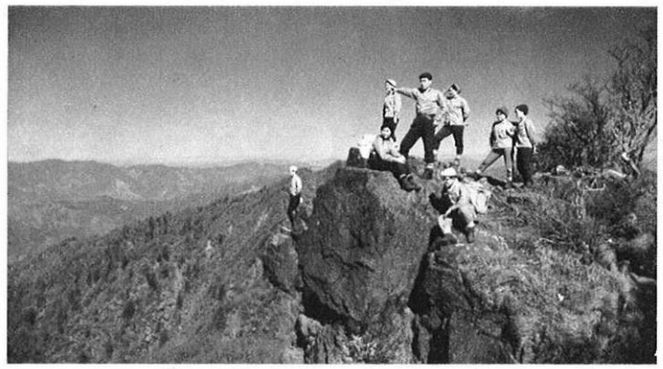

右・標高千㍍を越える山々が連なり、これら〝九州の屋根〟に挑む登山家も多くなった。

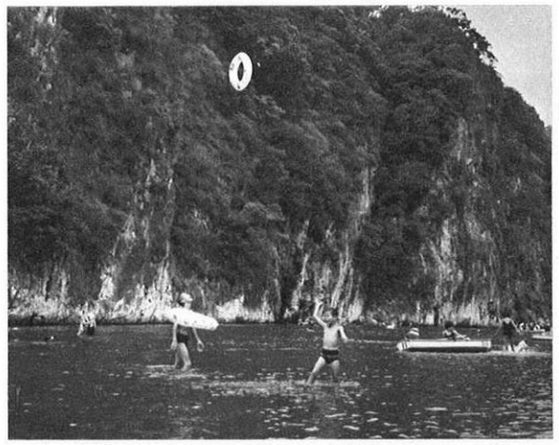

上・そそり立つ懸崖、そして氷川の清流…　立神峡は夏しらずのキャンプ場でもある。

上・山のつり橋は五木村の生活の“橋”。つり橋から見おろす渓流や紅葉の眺めは又格別。

△ここに人あり▽

ある里親

★上益城郡清和村
藤本　恵三さん
〃　於蓮さん

〝ヤーイ、ちーずこ、ちーずこ〟あくたれ口をききながら逃げまわる美穂ちゃん（六つ）と、追いかける千寿子ちゃん（一二）。二人が揃うとドタバタと即席の交響楽が始まるのがいつもの例だ。

藤本恵三さん（四二）、妻の於蓮（おれん）さん（三九）、そしておばあさんのマスエさん（七〇）の愛情をいっぱいに受けて、伸び伸びと振るまう二人は、まさにこの家の主役である。

×　×

あの日のことは、今でも忘れられない強烈な印象として、藤本さんの脳裡に残っている。その日、藤本さんは期待と不安が入りまじった複雑な気持で、朝から仕事も手につかなかった。熊本児童相談所の指導で、里子として千寿子ちゃんが来ることになっていたからである。夕餉の準備を済ませ、迎えに行った奥さんの帰りをマスエさんと二人で待ちわびていた藤本さんは、凍てついた夜気の中から、小さな足音と幼い声が近づいてくるのを耳にして、思わず玄関に走った。手はヒビ割れてはいるが、顔をまっかにした元気そうな姿。その夜は、奥さんの胸に眠るあどけない寝顔を飽きもせず眺め、心の温まる思いをしたという。三十五年二月二十二日のことである。

父、母とはじめて呼ばれて

藤本さんは二十八年に結婚。於蓮さんとの間に一男一女をもうけた。しかし、長男は八カ月、長女は三歳の可愛い盛りに、病いのために失なってしまった。藤本さんは村役場の仕事に、マスエさんと奥さんは七十アールあまりの耕作の中に、悲しみを忘れることに努めた。しかし、家の中がうるおいに欠け、特に知人の子どもが元気に育っているのを見る時など、心の空洞は広がる一方だったという。

幸い藤本さんは、里親制度を知っていた。しかし、古い家族制度の残る当時の農山村では、里親として、他人の子を育てて社会に送りだすことなど考えてもみられないことだったのである。それだけに里親になることは決断のいることだった。「決心して母と妻に相談しました。周囲の人たちに懸念していては何もできませんよと逆に励まされましてね。」

千寿子ちゃんが来て暫らくは、予想にたがわず周囲で変な取沙汰もされた。「そのため、家内もしばしばやりあったようですよ。」

実子と変わらない日々。ある朝、それこそ突然に「父ちゃん」「母ちゃん」と幼い口から呼ばれた。久しぶりに聞くことばであった。なににも増して嬉しいことばだった。

〝心の故郷〟としての里親に

四十一年六月、四つの女の子を預ることにした。美穂ちゃんである。千寿子ちゃんが、ひとりっ子であるため甘やかされすぎて、協調性に欠けることと、また二人の子どもが同じ釜の飯で育ったつながりで、将来助け合えることもあろうかという配慮である。そのことを千寿子ちゃんに相談した時、涙をいっぱい浮かべて承知したという。

二人の仲は年齢の開きも大きいためか至ってよい。ただ、最も恐れるのは、ともすれば愛情が一方に片寄る傾向が生ずることだ。

藤本さんは、早くから、千寿子ちゃんには里親と里子の関係を話し理解させることに努めてきた。それがかえって、お互いの人間関係を密着させているようだという。

時折り、子どもたちの口から、なにげなく生みの親のことが洩れることがある。そんな時、どういうふうに思ってくれているのだろうかという育ての親ならではの疑問がわくこともある。

とはいっても、〝この子たちには何の約束も、負担も強制しない。情操豊かな社会人として巣立ち、私の家を第二の故郷とし、故郷の山野を誇りとする人生が送れたら〟というのが、夫妻のさゝやかな願いである。そして、できればこの子たちの花嫁姿を見てみたいと、マスエさんと於蓮さんは、〝母親〟としての気持ちを、ちょっぴり洩らすのである。

ただ、社会に巣立つ日、社会の受け入れはどうであろうかという心配がある。

「この問題は、私たち里親には荷が重すぎる。社会の理解と協力が欲しい」と夫妻は語るのである。

里親とは＝十八歳未満の保護者のない児童または、保護者に監護させることが不適当な児童を、知事の委託を受けて自分の家庭内に預かって養育することを希望する人で、里親登録簿に登録されている人。里親を希望する人はもよりの児童相談所長か、福祉事務所長を経由して知事に里親申込書を提出、知事はその内容を審査し児童福祉審議会の意見を聞いた上で、適当と認めた時に里親登録簿に登録する。四十二年度末現在、県内の里親登録数は二百件で、七十二人の里子が委託されている。

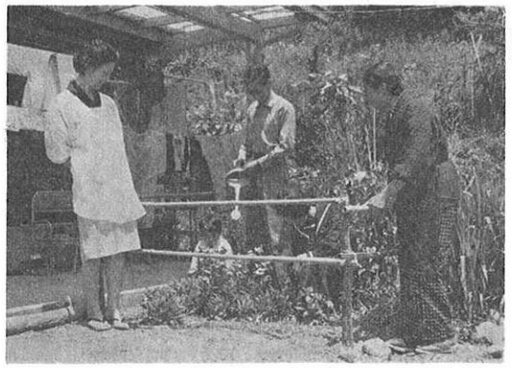

—水いらずで菜園をたのしむ藤本さん一家—